

伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト①

① 届出の要否等		確認 (チェック)	確 認 事 項
a	5条森林(地域森林計画の対象となっている民有林)か		対象の場合、森林計画図に林小班番号あり。対象でない場合、届出不要 県のホームページ:トップ>しごと・産業>林業>森林計画
b	保安林または保安施設地区内における伐採ではないか		保安林の主伐・間伐の場合は、県への手続きが必要
c	森林経営計画対象森林区域内の伐採ではないか		森林経営計画対象の場合は、『森林経営計画に係る伐採等の届出書』を提出
d	森林病虫害等防除法、道路法、航空法による伐採ではないか		これらの法令に基づく伐採の場合は、届出不要
e	森林法に基づく林地開発許可を受けた伐採ではないか		林地開発許可を受けたものについては、届出不要 (伐採後の転用面積が1ha、太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5haを超える場合は、県に林地開発許可を申請)
f	過去5年以内に造林補助金を受給していないか		補助金(主に間伐、防護柵)の受給がある場合は、補助金を返還
g	自然公園法の定めによる国定公園でないか		国定公園に該当する場合は、許可申請が必要。観光担当課と要調整
h	都市計画法、景観条例等の制限はないか		都市計画担当課や文化財担当課と要調整
i	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域ではないか		土木事務所に要相談

② 伐採届の記載漏れの確認		確認 (チェック)	確 認 事 項
a	届出年月日		伐採開始日の30～90日前に届出
b	届出人(住所・氏名・押印等)		様式第1号については、 届出人が個人で氏名欄を自署している場合は、押印の省略可
c	伐採する者と伐採後の権原を有する者が異なる(立木買受者による伐採)		連名による提出
d	森林の所在場所(市町村、大字、字、地番)		一筆ごとに枝番まで正確に記載
e	伐採面積		ha単位。小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記載
f	伐採の方法		主・間伐別、伐採種別【主伐は、皆伐または択伐】、伐採率【立木材積】
g	作業の委託先		
h	伐採樹種		
i	伐採齢		標準伐期齢以上を目安として選定 ※標準伐期齢:スギ35年、ヒノキ40年、マツ類30年、その他の針葉樹40年、 クヌギナラ類10年、その他の広葉樹10年
j	伐採期間		届出年月日から30～90日の範囲内が伐採開始時期 1年を超える場合は、年次計画を添付
k	伐採後の造林の方法(植栽、天然更新等)		主伐で伐採後の更新について記載がない場合は、受付不可
l	天然更新の場合は造林作業の有無		
m	伐採後の造林の期間(期間の始期及び終期)		人工造林の場合は、伐採終了年度の翌年度より2年以内 天然更新の場合は、翌年度より5年以内。期間内に更新されない場合の計画も記載
n	伐採後の造林樹種(複数樹種の場合は樹種ごと)		
o	伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積(樹種ごと)		
p	伐採後に植栽する樹種別の植栽本数(樹種ごと)		1haあたりの標準植栽本数:スギ2,000～3,000本、 ヒノキ2,500～3,500本、クヌギ2,500～3,500本
q	備考		森林以外の用途に供される場合はその用途、 他法令の制限事項、更新補助作業の種類、集材・搬出方法、作業道敷設の有無 等

記入年月日 年 月 日

記入者氏名 _____

伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト②

③ 添付書類		確認 (チェック)	確 認 事 項
a	森林の位置図及び区域図 <<必須>>		位置図、字図、地籍図、森林簿、森林計画図(赤線で囲む) ※区域図により森林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることが可能
b	搬出経路等を示した図面 <<主伐の場合、必須>>		搬出計画図 ※③のaに林道、作業道、搬出道及び土場等を明記できる場合は省略可
c	届出者の住所が確認できる書類 <<必須>>		登記事項証明書、団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、免許証、住民票の写し等(原則発行から3か月以内) ※市長が認める場合は省略可 ※届出者が連名の場合はそれぞれに必要
d	他法令の許認可関係書類 <<他行政庁の許認可を必要とする場合は必須>>		許認可の申請状況を記載した任意の書類、行政庁が発行した証明書、許認可の写し等
e	土地の所有権(又は伐採後の造林をする権原)の確認書類 <<必須>>		土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書等(原則発行から3か月以内)
f	伐採の権原の確認書類 <<届出者が森林の土地の所有者でない場合、必須>>		立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書等
g	隣接森林との境界確認書類 <<必須>>		境界確認に立ち会った者の氏名や日時など境界確認時の状況を記載した書類、現地立会写真等 ※届出者が国や地方公共団体である場合、また誓約書等の添付により伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした場合は省略可。過去3年の間に行政指導を受けている場合は省略不可
h	地元自治会、土地改良区、水利組合、施設管理者等との協議書類 <<必須>>		協議書、承諾書等(原則協議日から6か月以内のもの) ※市長が認める場合は省略可
i	伐採にかかる誓約書 <<必須>>		
j	相続等により、登記名義人と届出者(森林管理者)が異なる場合	該当・否	①誓約書(権利の行使者が異なる場合) ②登記名義人と届出者の関係が分かる戸籍謄本等 ③相続の場合は、登記名義人の死亡が確認できる戸籍謄本等
k	共有林の場合	該当・否	①誓約書(共有林) ②登記事項要約書(原則発行から3か月以内)
l	伐採が2年以上にまたがって行われる場合	該当・否	年次別計画(位置図で年次ごとの伐採箇所が分かるようにする)

④ その他の事項		確認 (チェック)	確 認 事 項
a	伐採旗の借用申請を行ったか		伐採終了後は返却を行うこと
b	伐採箇所に隣接する土地との境界を確認したか <<必須>>		図面及び現地確認。書面や写真等の資料を残すこと
c	水路などの管理者と関係がある場合に、協議を行ったか		
d	過去3か年において、伐採及び伐採後の造林の届出に関する森林法等の違反をしていないか		
e	違反をしている場合 【刑確定日： 年 月 日】		③のg省略不可
f	過去3か年において、伐採及び伐採後の造林の届出に関する行政指導を受けていないか		県内他市町村を含む
g	行政指導を受けている場合 【指導日： 年 月 日】【自治体名： 】		県内他市町村を含む

記入年月日 年 月 日

記入者氏名 _____

伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト③

【伐採及び集材について】

Ⅰ 伐採の方法及び区域の設定		確認 (チェック)
a	伐採と造林の一貫作業の導入を検討する。	☐
b	林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。	
c	伐採する区域の明確化を行う。	
d	林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定する。	
e	伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。	
Ⅱ 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設		確認 (チェック)
a	集材路・土塀の作設は必要最小限にする。	☐
b	地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。	
c	土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。	
d	現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
e	集材路の線形は、極力等高線に合わせる。	
f	ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。	
g	集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。	
h	集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。	
i	伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。	
j	伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。	
Ⅲ 人家、道路、取水口周辺等での配慮		確認 (チェック)
a	集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。	☐
b	水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	
Ⅳ 生物多様性と景観への配慮		確認 (チェック)
a	希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。	☐
b	集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	

Ⅴ 切土・盛土		確認 (チェック)
a	集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。	☐
b	切土高を低く抑える。盛土はしっかり締め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。	
c	残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	
Ⅵ 路面の保護と排水の処理		確認 (チェック)
a	雨水による路面の洗掘・崩壊を避けるための対策を講じる。	☐
b	路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	
Ⅶ 溪流横断箇所の処理		確認 (チェック)
a	溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。	☐
b	洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	
Ⅷ 作業実行上の配慮		確認 (チェック)
a	集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。	☐
b	降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。	
c	伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払う。	
d	伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。	
e	枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。	
f	天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	
Ⅸ 事業実施後の整理		確認 (チェック)
a	枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。	☐
b	集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処理を行う。	
c	伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権原を有する森林所有者等と確認し、必要な処置を講じる。	

記入年月日 年 月 日

記入者氏名 _____